

介 第 604 号
令和7年9月5日

社会福祉法人大東福祉会
理事長 西尾 浩志 様

大垣市長 石田 仁



居宅介護支援事業所に対する運営指導の結果について（通知）

介護保険法第23条の規定に基づき、居宅介護支援事業所に対する運営指導を実施した結果について、次のとおり通知します。

1 運営指導日

令和7年8月27日（水） 9：00 ～ 11：50

2 対象施設

大東在宅介護支援センター（居宅介護支援事業）

3 指摘事項及び助言事項

別紙のとおり

4 改善報告又は改善計画

今回の運営指導において、改善報告を要する指摘事項は見受けられませんが、当日の助言事項等（別紙）に関しては、適切に改善を講ずるようお願いいたします。

令和 7 年度 運営指導 指摘事項・助言事項

事業所名	大東在宅介護支援センター
サービス種類	居宅介護支援事業
担当職員氏名	介護保険課 問山 直子、北村 圭右、長澤 薫
実施年月日	令和 7 年 8 月 27 日（水）9：00～11：50

<助言事項>

- ・アセスメントシートについて、記入が漏れている項目が確認された。適切な方法により、利用者の生活全般についてその状態を十分に把握すること。また、利用者の状態に変化がある場合は適宜追記すること。

（運営基準第 13 条第 6 号）

- ・居宅介護サービス計画に記載される短期目標について、長期間同じ目標が継続されていた。短期目標は達成可能なものを設定し、達成後は新たな目標を設定すること。

（運営基準第 13 条第 8 号）

- ・サービス担当者会議は、その利用者に関わる担当者からの専門的見地から意見を求めるものである。担当者を招集し、やむを得ず参加が得られなかった場合は、照会等により意見を求め、その内容についても記録を残すこと。

（運営基準第 13 条第 15 号）

- ・サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ること。

（運営基準第 23 条第 3 号）

- ・居宅介護支援経過について、モニタリング記録の内容が不足していた。利用者の家族の意向・満足度等や目標の達成度についても記載をすること。

（介護保険最新情報 Vol. 1213）

- ・特定事業所加算の要件である、介護支援専門員ごとの研修計画について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定め、計画作成日を記載すること。また、管理者は、研修目標の達成状況を適宜確認し、進捗管理をするとともに、取組結果についての評価を行うこと。

（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 第 3 号の 14(3)⑥）

- ・特定事業所加算の要件である、地域包括支援センターから紹介された支援が困難な事例について、受け入れたことが分かるように書面で記録を残すこと。

（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 第 3 号の 14(3)⑦）

【裏面へ】

- ・特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう重要事項説明書等を活用し説明すること。

(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号 第 3 号の 14(3)⑰)